

**令和 7 年第 11 回堺市教育委員会議事録**

開 催 日	令和 7 年 11 月 14 日（金曜）
場 所	堺市役所 高層館 20 階第 1 特別会議室
会 議 種 類	定例会
議 案	議案第 36 号 令和 8 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について 議案第 37 号 第 4 次堺市スポーツ推進プラン（案）に係る意見聴取について 議案第 38 号 第 3 期堺文化芸術推進計画（案）に係る意見聴取について 議案第 39 号 市長からの意見聴取（堺市立学校設置条例の一部を改正する条例）について 議案第 40 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度 堀市一般会計補正予算）について 議案第 41 号 堀市社会教育委員の解嘱について
教育長の報告	① 令和 8 年度堺市立学校園人事異動基準の策定について ② 第 4 期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～（案）について
教 育 長	関百合子教育長
出 席 委 員	新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員
事務局出席者	富岡重幸教育監 北野雅史教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 守谷奈津美教職員人事部長 高山宗寛教職員人事課長 若林敦子地域教育支援部長 北野勝美地域教育振興課長 乾英樹学校管理部部理事 山本敦士学校施設課長 矢田潤一スポーツ部長 神楽所万佐弘スポーツ推進課長 多田裕美文化国際部長 花木義幸文化課長 居谷達矢教育政策課長 杉本篤史教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開 会 宣 言	午前 10 時 00 分
関百合子教育長	これより、令和 7 年第 11 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第 15 条の規定により、傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
杉本篤史教育政策 課課長補佐	報告します。 本日の会議には、豊岡委員が欠席されています。 また、事務局におきましては櫻田教育次長が欠席しています。案件に関係する理事者は全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 7 年第 10 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。

【教育長の報告①】	教育長の報告① 令和8年度堺市立学校園人事異動基準の策定について
関百合子教育長	<p>それでは、「教育長の報告① 令和8年度堺市立学校園人事異動基準の策定について」を報告します。</p> <p>詳細については、担当課長より説明します。</p>
【説 明】 高山宗寛 教職員人事課長	<p>教育長の報告① 令和8年度堺市立学校園教職員人事異動基準の策定について、説明します。</p> <p>堺市立学校園人事異動基準における異動年限は、平成15年度末、人事異動の活性化を目的とし、10年から8年に改定しました。それから一定期間経過し、現在、本市においては、子どもの数の減少に伴い学級数が減少し、教職員が転出しても、転入する教職員のいない学校が生じています。また、異動年限を変更することで、人事異動を活性化させるだけでなく、早期に複数の学校を経験させ、教員のキャリア形成を支援することも効果として見込んでいます。</p> <p>なお、今回の異動年限の短縮に伴い、教職員への配慮も必要であることから、異動基準に経過措置の項目を設けています。</p> <p>では、令和8年度堺市立学校園人事異動基準のポイントについて説明します。</p> <p>新規採用者及び他市等からの転入者の異動年限については、6年以上から、3年又は4年とします。</p> <p>新規採用者以外である2校目以上の経験者の異動年限については、8年以上から、6年とします。</p> <p>生徒指導主事の勤務年限の上限については、11年から8年とします。</p> <p>令和8年度堺市立学校園教職員人事異動については、今後は、12月18日に予定している人事に関する全市校園長会にて、学校園に周知し、人事異動を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
【教育長の報告②】	教育長の報告② 第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～（案）について
関百合子教育長	<p>それでは、「教育長の報告② 第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～（案）について」を報告します。</p> <p>詳細については、担当課長より説明します。</p>
【説 明】 居谷達矢 教育政策課長	<p>教育長の報告② 第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～（案）について、説明します。</p> <p>本市教育の基本的な方向性を示す「第3期未来をつくる堺教育プラン」の計画期間が令和7年度末に満了するため、教育における社会情勢の変化や第3期プランの総括等を踏まえ、「第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～」を令和7年度中に策定する予定です。今後パブリックコメントの実施することから、第4期プラン（案）の概要と併せて報告します。</p> <p>「第4期プラン（案）の概要」の「策定の経過」をご覧ください。</p> <p>第4期プラン策定にあたっては、教員と教育委員会事務局職員の合同ワーキンググループでの協議、生徒会リーダーフォーラムや出前授業の実施、懇話会の開催等により、学識経験者や、学校や地域で子どもたちの健全育成に携わっている方々から意見を聞き、それらの意見を踏まえて議論を重ね、案を作成しました。</p> <p>3/65ページの【概要版】をご覧ください。</p> <p>本プランは、教育を取り巻く社会情勢の変化や「第3期未来をつくる堺教育プラン」の総括を踏まえ、すべての子どもの多様性が認められ、多様な選択が</p>

	<p>できる環境のもと、こどもたちが自分の人生の舵を取り、未来を切り拓くことができる力を育む教育の実現をめざし、策定するものです。</p> <p>本プランの位置づけですが、学校教育を軸として、家庭・地域における教育と連携・協働しながらこどもを育むための本市の教育分野の計画とします。市の第4期教育振興基本計画を参照し、堺市基本計画や堺市教育大綱との整合を図っています。</p> <p>計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、学校教育を軸として、家庭や地域社会も含めた教育に関わる取組を範囲とします。</p> <p>次に、「教育理念・めざす教育像」をご覧ください。「ひとづくり・まなび・ゆめ」や「それぞれの世界へはばたく”堺っ子”」など、それぞれの表題は教育の「不易」として現行の第3期プランから継承しました。その内容については「流行」の観点から市の動向や社会潮流を踏まえ、教育委員会で議論を重ね、より伝わるよう変更しました。</p> <p>「3つの基本的視点」をご覧ください。第4期プランでは、「ウェルビーイング」、「教育DX」、「堺が進める『新たな学校のあり方』」を基本的視点とし、それぞれに3つのポイントをピクトグラムで示しています。</p> <p>4/65ページをご覧ください。第4期プランの施策体系です。教育理念とめざす教育像の実現のため、基本的方向性を「こどもが身につける力」、「こどもの学びを支える教職員・学校の姿」、「こども・学校を支える教育環境」とし、それに紐づく9つの基本施策を推進します。また、基本的視点は、基本的方向性と基本施策を貫く視点であり、これらの視点を踏まえ、すべての取組を推進します。</p> <p>5/65ページ～7/65ページは、基本的方向性ごとに基本施策、基本施策の方向性、主な取組をまとめたものです。</p> <p>8/65ページ以降をご覧ください。第4期プラン（案）の本編です。第4期プラン策定のコンセプトとして、こどもや本市教育に携わる人が教育を自分事として捉えること、また、誰が読んでも分かりやすく読みやすいものにすることの2点を掲げ、検討を進めています。見開きを意識したページ構成や図表の活用、内容の精選等を行い、より読みやすいプランとなるよう工夫を行いました。</p> <p>9/65ページの目次をご覧ください。第4期プラン（案）の構成は、第1章はプランの概要と教育理念、第2章は教育を取り巻く現状と課題、第3章はプランの内容、第4章はプランの推進体制の形でまとめています。</p> <p>54/65ページをご覧ください。こちらは、第4期プラン（案）の【こども版】です。第4期プランでは、初めてこども版を作成します。こどもたちが本市教育に関心を持てるよう、より読みやすい形でのこども版の作成を進めています。</p> <p>2/65ページをご覧ください。今後のスケジュールですが、12月にパブリックコメントを実施し、第4回懇話会を経て、令和8年2月の教育委員会定例会に議案として提出する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
大内委員	今回のプランは、教員やこどもの意見が反映されていて、わかりやすいこども版もあり、素晴らしいプラン（案）だと思います。今後も細かな修正があるかと思いますが、引き続きよろしくお願ひします。
長田委員	今回のプランは、教員と児童生徒が参加し自分事として考えたプランであり、非常に有意義なものになると思います。 完成を楽しみにしており、策定後は、プランに沿って進める5年間が、教員や児童生徒にとっても有意義で充実したものになることを期待しています。
中村委員	こども版がこどもにとって分かりやすく作成されている点は非常に良いことだと思います。ただし、「読んでください」と言うだけで内容を十分に理解することは難しいため、どのように伝えるかが重要であると思います。家庭や教職員による授業の中でしっかりと伝えるには、現場の先生が内容を理解し、さ

	らにこどもたちの学校生活や家庭生活と具体的に結びつくることで理解につながると思います。策定したプランを効果的に伝えることについても検討してほしいと思います。
【案 件】	日程第1 議案第36号 令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について
関百合子教育長	それでは、日程第1 「議案第36号 令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 高山宗寛 教職員人事課長	議案第36号「令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について」、説明します。 平成18年度、本市が政令市へと移行した時点では、教職員の採用や異動などの人事権は本市教育委員会にありましたが、教職員の給与は府が負担し、教職員定数や学級編制基準は府が決定していました。 平成29年4月より、政令市への権限移譲に伴い、教職員の給与は政令市である堺市が負担することとなり、府がもつ学級編制基準等の権限は堺市へ移譲されました。このことにより、加配定数を含む教職員定数の決定など、堺らしい特色ある教育を実現することが可能となりました。 平成29年度の権限移譲後、毎年度、文部科学省の施策や38人学級の推進などの本市教育施策を踏まえ、独自に各学校園への教職員定数の配分方針を定めており、今回は次年度令和8年度分について、その方針を策定するものです。 特に今回、8/10ページ以降にお示ししている定数表を見直し、小中学校の学級規模に応じて配置する教員定数を増やすことにより、校長が学校の実態を踏まえ、より効果的な学校運営を行うことができるようにならうと考えています。 では、1/10ページ【令和7年度までの定数配分方針をふまえた今年度の取組と課題】について説明します。 これまで、本市教育課題解決に向けて、国の施策も踏まえつつ加配教員の確保に努めてきました。 中学校においては、令和5年度からの学年進行による段階的な38人学級実施により、令和7年度の今年度は中学校全学年において38人学級を実施するため、教員を加配しています。 なお、小学校においては、義務標準法の改正に伴い、全学年で35人学級を実施しています。 また、児童生徒の食の指導又は、全員喫食制中学校給食実施のため、栄養教諭を加配しています。 次に、【令和8年度定数配分方針（案）の主なポイント】をご覧ください。 次年度、学級規模に応じた教職員定数を改善し、校長の裁量を増やすことで、より効果的な学校運営を行うため、小学校、中学校における学級数に応じた教員数を変更します。 8/10と9/10ページの定数表の網掛け部分が今回の変更部分となります。 例えば、小学校における通常学級数が9クラスの学校はこれまで、校長や教頭、養護教諭や事務職員を除いて、教員が10名配置されていました。ここには加配教員は含まれていません。それを定数表の見直しにより、1名配置を増やし11名配置することとします。この1名配置を増やした教員は、加配教員とは異なり、活用方法に制限はないため、校長の裁量で効果的な学校運営を行うように活用できます。 今回の定数表の見直しでは、小中学校に配置している加配を見直し、学級規模に応じた教員定数を生み出すため、加配に頼らない、学校の実態や校長がめざす教育方針に応じたより効果的な学校運営ができるを見込んでいます。 なお、今後宮園分校の設置にあたり准校長の配置を検討しており、予算の状況を見て、それを認めていただいた後は、今後、学校運営管理規則の改正を提

	<p>案する予定であり、承認後は、本方針についても改正する予定です。また、支援学校分校開設に伴う教頭の配置については、6/10 ページに「支援学校分校の実情に応じて、教頭を分校に2名配置することができる」と示しています。</p> <p>今後は、議決後、12月18日に予定している人事に関する全市校園長会にて、学校園に本方針を周知し、令和7年度教職員配置に関する基本的な考え方を説明し、それを踏まえて本市の教育課題に対応した人事配置を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第2 議案第37号 第4次堺市スポーツ推進プラン（案）に係る意見聴取について
関百合子教育長	<p>それでは、日程第2</p> <p>「議案第37号 第4次堺市スポーツ推進プラン（案）に係る意見聴取について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 神楽所万佐弘 スポーツ推進課長	<p>議案第37号「第4次堺市スポーツ推進プラン（案）に係る意見聴取について」説明します。</p> <p>本件は、スポーツ基本法第10条第3項に基づき、ご意見をいただくものです。</p> <p>8月8日の意見交換会以降、堺市スポーツ推進審議会で本件について意見を頂戴し、それらの意見を踏まえ、本編及び概要版を作成しました。本日は時間に限りがありますので、概要版を用いて説明します。</p> <p>では、概要版をご覧ください。まず、第1章 計画の基本事項です。</p> <p>本プランは、市民がスポーツに関する活動に参画できる機会や環境の整備が、人口減少・高齢化、ライフスタイルの多様化などによりこれまで以上に求められているといった背景から、これまでの取組の成果と課題を検証し、社会の変化や新たな市民ニーズに対応したスポーツ行政を総合的かつ計画的に進めるため、策定しました。</p> <p>本プランはスポーツ基本法並びに国のスポーツ政策を踏まえ、「次期堺市基本計画」や「堺市SDGs未来都市計画」などの本市関連計画と連携しながら、堺市独自のスポーツ施策の方向性を示すものと位置づけています。</p> <p>なお、計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。</p> <p>次に、第2章 計画の将来像です。</p> <p>「市民それぞれが、年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、生涯にわたってスポーツを楽しみ、その価値を享受できる都市」を将来像としています。</p> <p>基本理念は、前計画と同様に「生涯にわたる多彩なスポーティーライフの実現～スポーツでライフスタイルを健康的で豊かにしよう～」としており、すべての市民が、それぞれのライフステージや関心、体力に応じて、自分らしいスタイルでスポーツ・運動に親しめる環境を整え、市民生活の質の向上をめざします。</p> <p>次に第3章スポーツ推進の現状と課題です。</p> <p>スポーツ庁が策定している「第3期スポーツ基本計画」の中には、地方自治体に関連する施策として「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、「スporte</p>

	<p>ツによる健康増進」などがあり、本市としても、「第3期スポーツ基本計画」の大きな方向性を踏まえた施策展開が求められています。</p> <p>前計画では、「生涯にわたる多彩なスポーティブライトの実現～スポーツでライフスタイルを健康的で豊かにしよう～」という基本理念のもと、2つの目標を掲げて施策を進めてきました。</p> <p>1つめは、スポーツ・運動習慣者の割合です。1回30分以上の運動を週2回以上行う人の割合を50%以上とする目標に対し、これを上回る成果を達成しました。</p> <p>2つめは、市内体育館などのスポーツ施設の利用者数です。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の抑制や臨時休館が続いたため、目標値には届きませんでした。</p> <p>また令和7年4月30日から5月16日に行った堺市民のスポーツに関する市民意識調査では、子育て世代のスポーツ・運動習慣者割合が低いことが課題として浮かび上りました。また、ライフスタイルに応じた情報発信の必要性や、堺市ゆかりのトップレベルチームへの関心の高さも確認されました。</p> <p>次に、堺市が有するスポーツ資源についてです。</p> <p>堺市には、国内最大級の規模を誇る「J-GREEN 堺」、南大阪最大規模の「大浜だいしんアリーナ」や「だいしん大浜武道館」、プロ野球公認規格を備えた「くら寿司スタジアム堺」など、特色ある大規模施設が整備されています。</p> <p>また、約半世紀の歴史を持つ「堺市民オリンピック」や、堺市スポーツ協会、スポーツ少年団などの団体による活動も、地域のスポーツ推進に大きく貢献しています。</p> <p>続いて5/43ページをご覧ください。第4章施策展開です。こうした背景を踏まえ、本プランでは、基本的な考え方を踏襲しつつ、課題や国の動向などを注視しながら、「年齢や体力の変化に応じたスポーツ・運動機会の提供及び情報発信」・「スポーツツーリズムの推進」・「アーバンスポーツの普及拡大」の3つの新しい視点を盛り込みます。</p> <p>そして、本プランでは、スポーツ・運動習慣者の割合、週1回以上運動する人の割合、子育て世代のスポーツ・運動習慣者割合、そして大規模スポーツ施設の利用者数の4つの目標指標を設定し、施策の成果を客観的に評価します。</p> <p>そして、2つの基本方針にそれぞれ3つの施策を掲げ、それに基づいた取組を展開します。</p> <p>基本方針の1つめは、「スポーツ・運動習慣の充実」です。</p> <p>体力向上や健康寿命の延伸などを図るため、ライフステージに応じたスポーツ・運動を推進し、若者や高齢者、障害者などが互いに支えあう共生社会の実現をめざします。</p> <p>こちらでは「ライフステージに応じたスポーツ機会の創出」・「スポーツ・運動習慣定着による健康増進」・「多彩なスポーツ活動を通じた交流促進」の3つの施策を掲げています。</p> <p>基本方針の2つめは、「堺市におけるスポーツ魅力の向上」です。</p> <p>大規模スポーツ施設の有効活用を図り、かつ、本市にゆかりのある複数のトップレベルチームと連携し、スポーツ魅力の向上をめざします。</p> <p>こちらでは「特色ある大規模スポーツ施設の活用」・「堺ゆかりのトップレベルチームとの連携強化」・「夢に挑戦する次世代人材への支援」の3つの施策を掲げています。</p> <p>最後に、第5章計画の推進体制についてです。</p> <p>市民や関係団体と連携・協働しながら、情報共有と連携体制を強化し、オール堺でプランを推進します。</p> <p>また、定期的な点検・評価を行い、その結果を市民に公表し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を図ります。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	説明が終わりました。

	<p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。 本プラン案に対しては、教育委員会として「異議なし」としてよろしいでしょうか。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本件は、異議がないものとして可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第3 議案第38号 第3期堺文化芸術推進計画（案）に係る意見聴取について
関百合子教育長	<p>それでは、日程第3</p> <p>「議案第38号 第3期堺文化芸術推進計画（案）に係る意見聴取について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 花木義幸 文化課長	<p>議案第38号「第3期堺文化芸術推進計画（案）に係る意見聴取について」、説明します。</p> <p>本件は、「第3期堺文化芸術推進計画」（案）を策定するにあたり、文化芸術基本法第7条の2第2項に基づき、教育委員会へ意見を求めるものです。</p> <p>9月26日の意見交換会では3/40ページの骨子案について説明しましたが、文化芸術の振興に関して審議を行う、堺市文化芸術審議会でも骨子案について議論頂き、その意見を踏まえ、概要版及び本編を作成しました。4/40ページと5/40ページが概要版、6/40ページ以降が本編となります。本日は時間も限られていることから概要版にてご説明します。4/40ページの概要版をご覧ください。ここでは主に第2期計画の概要と本市の現状を説明しており、骨子案から記載内容を変更しておりませんので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>では、5/40ページの概要版をご覧ください。</p> <p>こちらは骨子案の右側に記載していました「第3期堺文化芸術推進計画の重点的方向性と重点的施策」について記載しています。</p> <p>骨子案から変更した箇所について赤字で記載しておりますので説明します。</p> <p>左側の上段に「第3期堺文化芸術推進計画の重点的方向性と重点的施策」について記載をしています。</p> <p>第3期計画においては、第2期計画を継承しつつ、文化庁の動向に加え、不安定な国際情勢、急速なテクノロジーの発展がもたらす課題等がある中で、茶の湯文化が持つ独自の美意識や精神性（互いを敬い思いやる心やわびさび等）を重視します。これらを基盤として、文化芸術のすそ野の拡大、文化芸術が子どもたちを育成する、歴史文化資源の継承や発展等、今後の堺市における文化芸術施策の方向性を明示するため、3つの重点的方向性を設定します。</p> <p>第3期計画期間の取組においては、新たに設定した重点的方向性を実現する施策として、それぞれの方向性に対応した重点的施策を設定し、実効性を高めます。</p> <p>大阪・関西万博の開催期間中の取組をレガシーとして、茶の湯をはじめとする文化資源を活用した市内誘客に取り組み、堺の未来を見据えた都市の活性化につなげます。</p> <p>その下、左側中段あたりの「重点的方向性①文化芸術とともに生きる 重点的施策1-2」をご覧ください。</p> <p>骨子案では「重点的施策1-2 フェニーチェ堺等の文化施設を活かした堺の魅力発信」としていましたが、堺市文化芸術審議会での議論の中で、この重点的施策は、文化芸術活動をさらに広げるという内容であるべきで、「堺の魅力発信」は重点的方向性とズれている。また、フェニーチェ堺と他の地域文化会館を同列に記載するのは各施設の現状に見合っていないので、再考するべきと意</p>

	<p>意見をいただきました。</p> <p>意見を踏まえ、文化芸術活動のすそ野を広げるため、フェニーチェ堺をはじめとした各地域文化会館等の様々な場所で市民が自由に文化芸術活動ができる場を形成する必要があることから、重点的施策 1-2 を「文化施設等を活かした市民の文化芸術活動の醸成」に変更しています。</p> <p>また、その下には各重点的方向性にかかる「主な取組」をそれぞれに記載しました。</p> <p>次に、右側上段の「重点的方向性②：文化芸術がこどもたちを育てる」の変更箇所について説明します。</p> <p>骨子案では「重点的施策 2-1 未来の文化芸術を担うこどもたちへの文化芸術に触れる機会の提供」としていましたが、「文化芸術を担う」と限定せずに記載することが望ましいと審議会にて意見をいただきました。市としての文化政策の目的は「市民社会を主体的に担っていく人格形成にとって文化芸術は不可欠である」という点であり、文化芸術に限定せず、広範的に記載するため「文化芸術」を抜いて、「未来を担うこどもたちが文化芸術に触れる機会の充実」に変更しました。</p> <p>また、「提供」と記載していた箇所について、「提供」は押しつけがましいのではとの意見から、「充実」や「創出」に変更しています。</p> <p>最後に、右側下段の「重点的方向性③：歴史と文化を未来へ伝える」の変更箇所について説明します。</p> <p>骨子案では「重点的施策 3-2 堺が誇る茶の湯文化のブランド力強化」としていましたが、茶の湯文化がこの第 3 期計画のメインであることを考えると、ブランド力強化という文言は違和感があると審議会にて意見をいただきました。茶の湯を観光誘客や市の魅力発信の柱として位置づけ、茶の湯文化が市民に根付くよう、「茶の湯が息づく堺の定着」に変更しました。</p> <p>変更箇所の説明は以上です。</p> <p>本件の教育委員会議決後は議会への報告、府議への付議やパブリックコメント等を実施後、本計画を策定します。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本計画案に対しては、教育委員会として「異議なし」としてよろしいでしょうか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、異議がないものとして可決されました。</p>
【採決】	可決
関百合子教育長	<p>ここでお諮ります。</p> <p>「日程第 4 議案第 39 号及び日程第 5 議案第 40 号 市長からの意見聴取について」は、報道発表等による公表前のため、</p> <p>「日程第 6 議案第 41 号 堺市社会教育委員の解嘱について」は、人事に関する案件であるため、</p> <p>秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p> <p>(日程第 4 議案第 39 号～日程第 6 議案第 41 号は秘密会)</p>
【案件】	日程第 4 議案第 39 号 市長からの意見聴取（堺市立学校設置条例の一部を改正する条

	例)について
関百合子教育長	<p>それでは、日程第4「議案第39号 市長からの意見聴取（堺市立学校設置条例の一部を改正する条例）について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 山本敦士 学校施設課長	<p>議案第39号 市長からの意見聴取（堺市立学校設置条例の一部を改正する条例）について、説明します。</p> <p>本件は、令和8年4月から堺市立百舌鳥支援学校宮園分校を設置するにあたり、堺市立学校設置条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>概要については、特別支援学校の狭隘化を解消するため、新たに堺市立宮園小学校の敷地の一部に堺市立百舌鳥支援学校宮園分校を設置することとし、また、堺市立百舌鳥支援学校分校の名称を堺市立百舌鳥支援学校旭分校に改め、所要の改正を行うもので、令和8年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
関百合子教育長	<p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
【案件】	日程第5 議案第40号 市長からの意見聴取（令和7年度 堺市一般会計補正予算）について
関百合子教育長	<p>次に、日程第5</p> <p>「議案第40号 市長からの意見聴取（令和7年度 堺市一般会計補正予算）について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 西尾朋章 教委総務課長	<p>議案第40号 市長からの意見聴取（令和7年度 堺市一般会計補正予算）について、説明します。</p> <p>本件は、令和7年度堺市一般会計補正予算について、令和7年第4回市議会定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、令和7年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会に関連するものです。</p> <p>3/8ページの別紙1、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。</p> <p>教育委員会が所管する現計予算に係る歳入歳出予算の補正額は、歳入予算で市債が8890万円の増額、歳出予算が10款 教育費7億5471万円、4/8ページ12款諸支出金8530万7千円の増額となっています。</p> <p>第2表、繰越明許費をご覧ください。</p> <p>翌年度へ予算を繰り越す必要の生じた2事業を計上しています。</p> <p>次に、5/8ページ第3表、債務負担行為補正をご覧ください。</p> <p>工期スケジュール変更や次年度契約の入札準備のため、変更4事業、追加2事業を計上するものです。</p> <p>次に、第4表、地方債補正をご覧ください。</p> <p>小学校施設整備にかかる経費の増額に伴い、地方債の限度額も増額するものです。</p> <p>補正予算案の内容については、6/8ページ「令和7年度11月補正予算の概</p>

	<p>要について」で説明します。</p> <p>まず、1つめと2つめは、令和6年度事業費の確定に伴う還付金として、1つめが放課後児童健全育成事業の国庫補助金8066万6千円、2つめが義務教育費国庫負担金464万1千円の増額です。</p> <p>3つめ、教職員情報システムの改修業務です。</p> <p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴い、手当の算出処理を変更するため、教職員情報システムを改修するもので、歳出予算1072万5千円を増額するものです。</p> <p>4つめ、登美丘西小学校校舎減築工事の増額変更及び翌年度への繰越です。</p> <p>登美丘西小学校校舎減築工事におけるアスベスト除去作業の施工時間等の見直しに伴い、工事費について5000万円の増額と、工期延長により繰越明許費1億4000万円を計上するものです。</p> <p>5つめ、教育文化センター泡消火設備改修工事の翌年度への繰越です。</p> <p>教育文化センター泡消火設備改修工事において、受注者からの申し出により前払金が不要となり、工事完了後に代金を一括で支払う必要が生じたことから翌年度へ繰り越すもので、繰越明許費1900万円を計上するものです。</p> <p>6つめ、深井中学校体育館外壁改修ほか工事設計業務の実施です。</p> <p>深井中学校体育館外壁改修ほか工事設計業務について、入札不調に伴う入札スケジュールの見直しにより業務完了が翌年度となるため、債務負担行為予算500万円を計上するものです。</p> <p>7つめ、体育館空調整備工事設計業務の実施です。</p> <p>体育館空調設備整備において、令和7年度の設備設計業務の入札不調が相次いでおり、令和8年度の設計業務では履行期間に余裕を持たせることで入札参加業者の参入を促すため、発注時期を令和7年度に前倒しするため、歳出予算の増額5590万円及び、債務負担行為予算1億4400万円を計上するものです。</p> <p>8つめ、学校給食に関する各種業務の実施です。</p> <p>学校給食牛乳パックリサイクル業務など、学校給食に関する各種4業務について、令和8年4月から引き続き事業が実施できるよう、その契約にかかる準備行為として債務負担行為予算4事業、計7000万円を計上するものです。</p> <p>最後に、教職員、事務局職員及び会計年度任用職員の人事費の増額補正です。内訳は、教育委員会事務局職員に係るものとして4593万円の増額、教職員に係るものとして5億9215万5千円の増額を行うものです。</p> <p>なお、教職員の処遇改善に必要となる教職調整額及び義務教育等教員特別手当の増額分については、別の補正予算で人事委員会勧告を踏まえた給与改定分とあわせて計上する予定となりましたので、あらためて説明します。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
長田委員	<p>6番、7番の箇所に「入札不調」と記載されていますが、具体的にはどのような状況でしょうか。</p>
西尾朋章 教委総務課長	<p>全国的に工事・建築分野では人員不足により、学校整備に限らず業者の不足が課題となっています。堺市でも入札を公募しても業者が参加しない状況が続き、体育館の空調設計等の業務は受注する業者が減っています。</p> <p>今回、工期を長くして参入しやすい環境を整え、前倒しで設計業務を進めています。</p>
関百合子教育長	<p>ほかにご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>

【採 決】	可決
【案 件】	日程第 6 議案第 41 号 堺市社会教育委員の解嘱について
関百合子教育長	それでは、日程第 6 「議案第 41 号 堺市社会教育委員の解嘱について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 北野勝美 地域教育振興課長	本件は、令和 7 年 11 月 30 日付けで解嘱する堺市社会教育委員について、審議いただくものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前 11 時 00 分
関百合子教育長	以上で、定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 7 年第 11 回教育委員会を閉会します。